

問1 今回の公定規格等の改正により、新たに指定された特殊肥料（堆肥等）について、生産・販売することができるのはいつからですか。

（答）

特殊肥料の生産業者の届出については、肥料取締法第22条第1項の規定に基づき2週間前までに、届け出なければならないとされております。

したがって、届出を行った2週間後から生産・販売が可能となります。

問2 今回の公定規格等の改正により、現在登録されている汚泥肥料の一部については公定規格に適合しなくなりますが、この肥料の取扱いはどうなりますか。

（答）

- 1 今回の公定規格の変更により、「し尿汚泥肥料」、「汚泥発酵肥料」及び「混合汚泥複合肥料」において、公定規格に適合しなくなる肥料が生じます。
- 2 これらの肥料については、登録の有効期間までは、普通肥料として生産・販売を行うことは可能ですが、次回の登録の更新はできません。
- 3 このため、登録の有効期間終了後、生産・販売を継続するに当たっては、原則として、特殊肥料として届出を行う必要があります。
- 4 また、特殊肥料として取り扱うこととなる肥料については、登録の有効期間の満了前であっても、登録の失効の届出及び特殊肥料生産業者の届出を提出することにより、特殊肥料としての生産・販売が可能となります。

問3 今回の公定規格等の改正により、新たに指定された特殊肥料（堆肥等）について、有機農産物や特別栽培農産物の生産に使用することは可能でしょうか。

（答）

1 有機農産物の農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）上、有機農産物の生産に使用できる肥料は、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限られています。

今回新たに指定された特殊肥料は、化学的に合成された凝集促進材が使用されているため、有機農産物の生産に使用できる肥料には該当しません。

2 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン上、特別栽培農産物については、その生産に使用する肥料に含まれる化学的に合成された窒素分量が地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている化学肥料の使用状況）の50%以下であること等が必要です。

今回新たに指定された特殊肥料は、化学的に合成された窒素成分を含まないため、特別栽培農産物の生産に使用しても影響はありません。

都道府県等による特別栽培農産物の認証を受けている方は、今回改正された凝集促進材を使用した肥料が使用可能かどうかについて、認証を受けた都道府県等に確認してください。

3 また、有機農産物の生産に使用できる肥料についての概要及び特別栽培農産物に係る表示ガイドラインについての概要は、下記 URL の「肥料を生産・販売する皆さまへ」を参照してください。

肥料を生産・販売する皆さまへ

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/chirashi.pdf

4 なお、上記に関する御質問は、食料産業局食品製造課までお問合せください。

【お問合せ先】

（肥料取締法について）

農林水産省消費・安全局農産安全管理課
<ダイヤルイン>03-3502-5968

（有機農産物・特別栽培農産物について）

農林水産省食料産業局食品製造課
<ダイヤルイン>03-6744-2096